

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第77号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年11月20日 05時30分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久慈港北東方沖 久慈市所在の久慈牛島灯台から真方位062° 8.7海里（M）付近 （概位 北緯40° 17.2′ 東経142° 00.1′）
事故等調査の経過	平成25年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第拾八長進丸、8.5トン IT2-8017（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第八十二長福丸、4.9トン AM3-21419（漁船登録番号）、三沢市漁業協同組合 第202-9127号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部外板が凹損、船尾側オーニングが破損 B 左舷船首のいか釣り機及び同機の流し台が破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、久慈港北東方沖において、機関を中立として船首を南西方に向けて漂泊を行い、マスト灯、舷灯及び船尾灯（以下「法定灯火」という。）を表示し、作業灯を点灯してたこ籠漁の操業を行っていた。 船長Aは、久慈港から出港するいか釣り漁船を多数認めたものの、操業中は他船がA船を避けてくれるものと思い、右舷船首甲板上で漁具の整理を行っていたところ、平成25年11月20日05時30分ごろ、久慈港北東方沖において、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、船長Bが操舵室で操船を行い、甲板員Bは船首甲板上で操業の準備を行っており、法定灯火を表示し、約8～9ノットの対地速力で自動操舵により、久慈港北東方沖を漁場へ向けて北東進していた。 船長Bは、レーダーで船首方にA船を初認したが、レーダーに映る他船を全てB船と同方向に航行するいか釣り漁船と思い、操舵室を離れ、操舵室後方の船員室で朝食の準備をして再び操舵室に戻ったとこ

	<p>ろ、A船の灯火に気付き、右舵を取ったが、B船とA船が衝突した。</p> <p>A船及びB船は、それぞれ自力航行して岩手県洋野町八木港及び久慈港に帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時</p> <p>日出時刻：06時25分ごろ</p>
その他の事項	<p>A船は、漁ろうに従事している船舶であることを示す灯火を表示していなかった。</p> <p>B船は、本事故当時、レーダーを2台作動させ、10Mレンジ及び1Mレンジに設定していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、久慈港北東方沖で漂流して操業中、船長Aが、操業中は他船がA船を避けてくれるものと思い込み、漁具の整理を行い、見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、久慈港北東方沖を漁場へ向けて北東進中、船長Bが、レーダーに映る他船を全てB船と同方向に航行するいか釣り漁船と思い込み、操舵室を離れ、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、久慈港北東方沖において、A船が漂流して操業中、B船が漁場へ向けて北東進中、船長A及び船長Bが共に見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業中であっても、見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 夜間、操業中は、漁ろうに従事していることを示す灯火を表示すること。</li> <li>・ 目視及びレーダーによる見張りを適切に行って他船の動静を的確に把握すること。</li> <li>・ 航行中、操舵室を離れる場合には操船できる者を配置すること。</li> </ul>